

令和7年9月12日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

リチウム電池内蔵充電器、インターホン（モニターテレビ付）、電気シェーバーに関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 4 件
（うちリチウム電池内蔵充電器 1 件、インターホン（モニターテレビ付） 1 件、
電気シェーバー 2 件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 17 件
（うちバッテリー（リチウムイオン、ファン付衣類用） 1 件、
ポータブル電源（リチウムイオン） 1 件、エアコン（可搬型） 1 件、換気扇 1 件、
ヘアドライヤー 1 件、電気掃除機（自走式） 1 件、リチウム電池内蔵充電器 1 件、
電動アシスト自転車 1 件、水槽用ろ過器 1 件、照明器具（卓上型） 1 件、
太陽電池モジュール（太陽光発電システム用） 1 件、歩行車 1 件、椅子 1 件、
照明器具 1 件、タブレット端末 1 件、携帯電話機（スマートフォン） 1 件、
扇風機 1 件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500592	令和7年8月18日	令和7年9月9日	水槽用ろ過器	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	徳島県	
A202500593	令和7年8月29日	令和7年9月9日	照明器具(卓上型)	火災	発煙に気付き確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岡山県	
A202500594	令和7年8月31日	令和7年9月9日	太陽電池モジュール(太陽光発電システム用)	火災	発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	製造から20年以上経過した製品
A202500595	令和7年8月20日	令和7年9月10日	歩行車	死亡1名	施設で使用者(90歳代)が当該製品の隙間に首が挟まった状態で発見され、死亡が確認された。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	岡山県	
A202500596	令和7年8月7日	令和7年9月10日	椅子	重傷1名	当該製品の脚部に右足指を挟み、負傷した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岩手県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年9月5日
A202500597	令和7年9月3日	令和7年9月10日	照明器具	火災	当該製品を使用中、発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A202500599	令和7年8月11日	令和7年9月10日	タブレット端末	火災	当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	宮城県	令和7年8月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年9月1日
A202500600	令和7年8月26日	令和7年9月10日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202500601	令和7年9月3日	令和7年9月10日	扇風機	火災	学校で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	製造から30年以上経過した製品

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし